

資料(1) リカーライセンス申請に関するガイドライン及び認可条件

一般的な申請要件

- 申請者(個人または会社)は、会社登記所(Companies Commission of Malaysia: CCM)が発行した事業または会社の登記書を保有していること。
- 事業所のビジネスライセンスを保有していること。
- 店舗がイスラム教徒の居住区、モスクや学校から100メートル以上離れていなければならない。
- 営業が認められる場所は下記のいずれかである。
 - ホテル
 - 商業地区
 - ショッピングハウス
- 建物の改修をする場合は、クアラルンプール市役所の都市計画・建物課(Department of City Planning and Building Department, Kuala Lumpur City Hall)の許可を得なければならない。
- 建物の外装、内装は常に清潔に保たなければならない。
- 環境を害することを行ってはならない。
- 十分な数のクアラルンプール市役所で認められたごみ箱を配置し、ビニール袋を使用しなければならない。
- 事業所内で動物を飼ってはならない。

申請の条件

- 警察及び税関の面接/検査を受けること。
- リカーライセンス申請の通知をマレー語及び英語の毎日新聞2紙に2日連続で公告掲載しなければならない。新聞掲載後、一般の人々からの反応を見なければならない。新聞公告の費用は申請者が払うこと。
- 所定のフォームに記入して提出をすること。フォームの入手先は下記の通り。
DBKL ライセンス課
Department of Licensing Counter,
Level 10, Menara DBKL 3, Bandar
Wawasan, Jalan Raja Abdullah,
Kuala Lumpur.

認可条件

- 有効な事業所のビジネスライセンスを保有していること。
- 警察及び税関の面接/検査に合格していること。
- ライセンス発行の前に所定のフィーの支払いを済ませていること。
- リカーライセンス申請の委員会がライセンスの発行を認めていること。
- ビジネスライセンスの証書を常時見やすい場所に掲示すること。
- 事業を行う場所は事業所内のみで、歩道や空き地等事業所周辺で事業を行うことはできない。

申請必要書類

- 有効なビジネスライセンスのコピー
- リカーライセンス申請に関する通知を掲載した毎日新聞の公告欄4つ(マレー語2日分、英語2日分)
- 事業登記書または定款、フォーム24及び49のコピー
- 申請者の写真4枚
- 申請者の身分証のコピー
- 事業所の写真2枚(内部及び外観)
- 事業所の所在がわかるようなA4サイズの周辺地図または図面
- 委任状(申請者の名前がフォーム49にない場合)

ライセンス料(年間)

- 卸売りライセンス(Wholesale License) - RM540.00
- 小売りライセンス(Retail License) - RM 420.00
- パブのライセンス(Public House License: レストラン向け) - RM 1320.00
- 仮ライセンス(Temporary License) - RM 30.00/日
(ライセンスが発行される前に発行されるもの。但し2016年12月現在は発行されていない。)
- 深夜12時以降の時間延長のライセンス(License for Period Extension) - RM 30.00/1時間につき